

日行連発第220号
令和元年6月5日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
許認可業務部
部長 矢野 浩司

自動車保有関係手続のワンストップサービスに係る
一般社団法人全国軽自動車協会連合会との確認書の締結について（通知）

令和元年5月7日に施行された行政書士法施行規則の一部を改正する省令（平成31年4月26日公布）により、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という。）が行政書士法施行規則第20条に定められたことを受け、OSSを利用した継続検査手続に関し円滑な運用を図るとともに、行政書士法の遵守及び当会と全軽自協との友好関係の維持を目的として、別添のとおり全軽自協と確認書を取り交わしましたので通知いたします。

各単位会におかれましても、本確認書の趣旨をご理解のうえ、各県の事務所との友好関係の構築へ向けて情報交換の場を設けるなど積極的な対応をお願い申し上げます。

【別添】自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）に係る確認書

以 上

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）に係る確認書

一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下「全軽自協」という。）と日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）とは、今後、全軽自協が行政書士法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条に定められたことを受け、OSSの利用がもたらす恩恵を自動車ユーザーに提供すべく、以下の事項について確認する。

1. 日行連は、全軽自協がOSSを利用した指定整備に係る継続検査の手続を行うことに関し、必要となる情報の交換を行うとともに友好関係を構築する。
2. 全軽自協は、IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランに係る対処方針のフォローアップ（平成28年6月30日）で「権利義務や事実証明に関する書類の作成は行政書士の独占業務となっており、行政書士法が遵守され、これらの書類の作成が行われないことが担保される必要がある。」と示されたことの趣旨を理解するとともに、法人の事務所並びに各軽自動車協会の傘下会員に対して、引き続き、自動車の保管場所の確保等に関する法律の規定に基づき、届出書はユーザー自身が適切に作成するものであり、ユーザーに代わって作成することのないよう説明する等、施行規則第20条が定める手続の範囲を逸脱しないなど、行政書士法が遵守されるよう必要な指導を実施する。
3. 日行連と全軽自協は、協議の場を設けて本確認書の趣旨について協議し、必要により、都道府県行政書士会と各県の事務所が協議の場を設けることについて支援し、指導するものとする。

令和 元年 5月 16日

一般社団法人全国軽自動車協会連合会

会 長 堀 井 仁

日本行政書士会連合会

会 長 遠 田 和 夫

